

第2期業務運営計画・平成27年度計画

I 教育機能の強化・充実に關してとるべき措置

1. 教育内容等の改善・充実に關する措置

(1) 学部教育の充実に關する措置

- ①平成30(2018)年度開設科目について、「放送大学教育課程編成指針」等に基づき、具体的なカリキュラム編成を行う。
- ②学生の多様化を見据え、オンライン授業の実験的制作を着実に進め、その成果を事務体制の整備、教員のオンライン授業に対する積極的参加への誘導に生かす。平成28(2016)年度制作科目を、平成27(2015)年度制作科目と同数程度確保するよう取り組む。

(2) 大学院教育の改善に關する措置

- ①平成25(2013)年度のカリキュラムWGの検討を踏まえ、修士課程の充実方策の策定を図る。
- ②学生の多様化を見据え、オンライン授業の実験的制作を着実に進め、その成果を事務体制の整備、教員のオンライン授業に対する積極的参加への誘導に生かす。平成28(2016)年度制作科目を、平成27(2015)年度制作科目と同数程度確保するよう取り組む。
- ③博士課程の研究指導体制等について、設置認可申請書に基づき円滑に運営する。

(3) 情報コース・情報学プログラムの普及・充実に關する措置

(4) 博士課程の早期設置に關する措置

(5) 特色・魅力ある面接授業の実施に關する措置

(6) 放送のデジタル化を活かした放送授業の提供及び放送教材・印刷教材の質の向上に關する措置

(7) 資格取得教育の推進等に關する措置

- ①放送授業・面接授業・オンライン授業を駆使して、放送大学に相応しい資格科目を開設する等、社会人の学び直し等のキャリアアップ支援を推進する。
- ②放送大学エキスパートの目的を学びの道標とキャリアアップのためと再定義し、それに適合した科目群を構築する。またそのための改革システムを今年度中に確立する。

2. 教育の実施体制の改善及び学生支援の充実に關する措置

(1) 教育支援体制の充実に關する措置

(2) 学習支援体制の整備、特別な配慮を必要とする者や、在籍1・2年目の学生に対する支援の充実に關する措置

- ①現在さまざまな名称で行われている学習支援の人的な措置を全体的に見直すことを前提に、当面はオンライン授業との関係を軸にして学習支援体制の整備を行い、それを放送授業にも生かすように検討する。
- ②平成28(2016)年度からの障害者差別解消法の施行に備え、放送大学の障害者支

援の基本理念と具体的方策を立案する。

③各学習センターと本部が連携し学生向けの学習相談会を実施するなど既存の看護関係の連携を進めるとともに、需要の変化を踏まえた連携の在り方について検討を行う。

④多様な学生の学習環境の改善・充実のため、図書館機能の拡充を図る。また、所蔵資料を利用して各地域の学生等の「学びへの好奇心」を促し、教育サービスの充実を図る。

(3) 単位互換制度の実効性の向上に関する措置

①地方創生への貢献という観点も踏まえ、単位互換及び連携協力を既存の制度枠だけではなく、相手校の教育体系上相手校の開設科目として位置づけられた科目への教材、授業実施、相手校による成績評価の採点サービスを行う事業として位置づける事業（教材活用型事業）の制度的改善を検討する。

(4) 専修学校との連携協力の推進に関する措置

①地方創生への貢献という観点も踏まえ、連携協力校との連携の実情を調査し、課題の解消を図る。さらに専修学校との連携協力の事例を基に類型別メニューの作成、提供を検討し、連携を推進する。

(5) 教育の実施体制等の改善に関する措置

①弾力的な単位認定試験のあり方を検討するとともに単位認定試験を適切に実施する。

3. 学習センターの機能の充実に関する措置

(1) 在学生・再入学者への学習支援、履修登録促進に関する措置

(2) 快適な学習環境の提供、学習センター等の適切な整備に関する措置

①学習センターが学生の情報センターとしての役割を果たせるように、学習環境の整備を図る。

(3) 地域の生涯学習拠点としての機能の充実に関する措置

①放送大学の社会的認知度向上のために、学習センターが地域ネットワークの中心的役割を果たせるように改革する。各学習センターが地域の NPO や自治体と協力した事業に取り組み、地域交流の拠点となる。

4. ICT 活用教育の推進に関する措置

(1) ICT を活用した教育手法の開発等及び放送授業のインターネット配信の推進に関する措置

①平成 27(2015)年度末をもって UPO-NET 事業の廃止が決定されたことから、事業終了に向けた手続きを実施する。

(2) 学生・教職員の情報リテラシーの向上に関する措置

(3) 本学の ICT 活用の成果を活かした大学等の ICT 活用教育の支援に関する措置

(4) 総合研究大学院大学との連携に関する措置

5. その他の事項に関する措置

- (1) 国際化の推進に関する措置
- (2) 他大学等との連携の推進に関する措置
- (3) 卒業生・同窓会との連携強化に関する措置

II 業務運営の改善及び効率化に関してとるべき措置

1. 組織・業務運営の改善及び効率化に関する措置

- (1) 組織・業務のマネジメント改革に関する措置
- (2) 業務運営方法と教職員配置の見直しに関する措置
 - ① 平成 29(2017)年度における次期教務情報システムの稼働を目指し、調達を実施するとともに基本設計等を行う。
 - ② 人件費の抑制に向けて、事務局の組織、人員配置及び事務事業のあり方等の見直しの検討に着手する。
- (3) 事務職員の計画的採用等に関する措置
 - ① 「直接採用による中核的人材養成プラン」に基づき、文教団体職員採用試験及び国立大学法人等採用試験から必要な職員の採用を行う。
 - ② 平成 28(2016)年度以降の職員採用予定計画の策定を見据え、「直接採用による中核的人材養成プラン」の見直しを行う。
- (4) 教員の計画的採用に関する措置

2. 自己点検・評価等の実施と活用に関する措置

- (1) 自己点検・評価の実施・活用に関する措置
- (2) 教員評価制度及び職員人事評価制度の早期導入に関する措置
 - ① 現行の再任審査制度を、毎年度の教員評価の蓄積を前提とする評価制度に変更する。
 - ② 職員の永年勤続等に関する表彰制度を創設する。

3. 放送の高度化と放送授業番組の制作手法の改革に関する措置

- (1) 技術革新に対応した放送システムの整備・高度化に関する措置
 - ① 現行システムの更新を迎える平成 30(2018)年度における次期放送番組運行システムの稼働を目指し、機能仕様を策定するとともに調達手続きを開始する。
- (2) 放送授業番組の制作手法の改革に関する措置
- (3) BS デジタル放送の普及促進に関する措置
 - ① BS デジタル放送による視聴拡大を一層進めるため、一般視聴者、学生、関係機関等への周知等を行うとともに、放送の信頼性向上に努める。

4. 大学広報の充実と地域貢献活動の推進に関する措置

- (1) 積極的な情報発信に関する措置

- ①広報戦略本部において、平成26(2014)年度における募集傾向を踏まえた総合的・一体的な広報戦略の基本方針を策定し、学生募集活動を積極的に推進するとともに、放送大学の認知度向上方策について検討する。
- (2)地域貢献活動の推進に関する措置

5. コンプライアンスの徹底と危機管理体制の確立及び非常時における迅速かつ適切な対応に関する措置

- (1)業務運営におけるコンプライアンスの徹底に関する措置
- (2)危機管理体制の確立に関する措置
- (3)非常時における迅速かつ適切な対応に関する措置

Ⅲ 学生確保と安定した経営基盤の確立に関してとるべき措置

1. 戦略的な募集活動等による学生確保及び自己収入の確保に関する措置

- (1)マス広報による入学者の確保に関する措置
 - ①データ分析に基づいた新たな戦略・施策を策定し、積極的な広報を展開することにより、出願意欲の高い資料請求者の確保を図る。また、資料請求者への電話フォローの強化、個別相談会等の開催という一連の取組を継続して実施することにより、入学者の確保を図る。
 - ②南関東ブロック等の都市部の学生募集や、資料請求者に対し、電話による対話等の実施の強化を継続する。ターゲット別(教員・看護師等)にきめ細かいメールの配信等を実施する。
- (2)ライン広報による入学者の確保に関する措置
 - ①単位互換校、専修学校、看護師学校養成所等の集団ごとに連携拡大の課題の把握と個々のニーズを調査し、連携の質的強化と量的拡大を図る。
- (3)科目登録率の向上等による自己収入の確保に関する措置
- (4)面接授業による自己収入の確保に関する措置
- (5)新たな自己収入の確保に関する措置
 - ①一般視聴者への授業番組のVOD(ビデオオンデマンド)サービスの導入可能性について検討する。
- (6)各種外部資金の獲得に関する措置
 - ①教育研究の充実や国際化の推進のため、科学研究費助成事業、奨学寄附金、受託研究費等について、関係機関との連携を深め、教員に対して獲得努力を促すこと等により、各種外部資金の一層の獲得に努める。

2. 経費の効率的な運用に関する措置

- ①業務と予算が連動した執行計画と業務改善計画に基づき、業務の効率的な運営と経費の縮減を図る。